

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社はタグライン「SPORTS FIRST:スポーツ・ファースト」のもと、スポーツを通じて豊かな健康生活を実現することを使命としております。こうした企業としての社会的責任、すなわち法令等の遵守、内部統制の確立、顧客対応の向上、環境の重視、労働安全・衛生の徹底、人権擁護、社会貢献などを全うし、すべてのステークホルダーから信頼され、収益力の拡大並びに経営体質の強化・改善を図り、長期的かつ安定した利益還元を維持することが、事業活動において不可欠であると認識しております。この基本的考え方のもと、コーポレート・ガバナンスを強化し充実させるため、経営の公正性と透明性の向上、的確かつ迅速な意思決定と効率的な業務執行に努めております。その考えは行動指針「強い、速い、きれいな経営」として、全ての役職員に徹底されております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則4-1(3) 後継者の育成】

当社は、最高責任者である取締役社長の後継者の計画を現時点では明確に定めておりませんが、会社が求めるCEOとしての人格・見識等を備えるよう、取締役・執行役員の教育を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【補充原則1-4 政策保有株式】

当社が今後成長を続けていくためには開発、生産および金融面において様々な企業との協同関係が必要と考えています。そのため、事業戦略、取引先との事業上の目的などを総合的に勘案し、中長期的な企業価値の向上に必要と判断した場合に投資目的以外での株式を保有することがあります。

一方で、保有の意義が希薄と考えられる政策保有株式は縮減していく方針のもと、現在保有している株式についても、毎年取締役会で個別に検証しております。その結果保有目的が適切であり、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っている銘柄については引き続き保有いたしますが、そうでない銘柄については株価や市場動向等を考慮して速やかに売却することといたします。

政策保有株式に係る議決権行使は、その議案が当社の企業価値の向上に資する場合もしくは発行会社の効率かつ健全な経営に役立ち、企業価値の向上を期待できると判断した場合は賛成としております。

【補充原則1-7 関連当事者間の取引】

当社と当社役員個人及び当社役員が実質的に支配する法人との取引など、会社法に定める利益相反取引については、当社「取締役会規則」において取締役会の事前承認を得ること、当該取引を実行した場合は、これを取締役会に報告することを規定しています。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、社員全員が退職後も心身ともに健やかな生活をおくれるよう、ゴールドウイン企業年金基金を通じて年金給付等の支払いを将来にわたり確実の行うため、必要とされる収益を確保することを目的として、中長期的観点から政策的資産構成割合を策定し、掛金の拠出および年金資産の運用を行っております。

資産運用に関する意思決定は、総幹事会社をはじめとする資産運用機関の意見を聴取したうえで、代議員会および資産運用委員会にて行っており、各委員には当社の主要管理部門の担当役員・部門長及び従業員代表者等を配置しております。また、資産運用委員会では、運用状況のモニタリング・利益相反管理・運用機関を通じたスチュワードシップ活動等に取り組んでおります。

加えて、企業年金専任者は運用機関や企業年金連合会等が実施する各種セミナーへの出席等を通じて、アセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう年金制度や資産運用に関する専門性を高めております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 企業理念、経営計画、中期経営計画をホームページ(<https://www.goldwin.co.jp/corporate/info>)、CSRレポート(<https://www.goldwin.co.jp/corporate/info/csr>)及び決算説明資料等に開示しています。

(2) コーポレートガバナンスの基本方針を当社ホームページ(<https://www.goldwin.co.jp/corporate/info>)、本報告書1、「基本的な考え方」及びCSRレポート(<https://www.goldwin.co.jp/corporate/info/csr>)にて開示しています

(3) 取締役の報酬等の決定に関する方針については、業績へ貢献、経済環境、従業員等のバランス等を考慮し、取締役会で方針と手続きを決定しております。

なお、取締役の報酬等の額については、上記方針等に基づき、株主総会でご承認いただいた上限額の範囲で、独立社外取締役を含む取締役会で慎重に審議し、適切に決定しています。

(4) 取締役・監査役候補の指名にあたってはその経歴、識見及び人格等を取締役会で十分に検討し、適任との判断の下に決定しております。

また取締役会は、取締役に法令・定款違反、その他職務を適切に遂行することが困難と認められる事由が生じた場合には、解任又はその他処分を審議の上決定します。

執行役員は、当社の企業価値を中長期的に向上させることに資する人材を取締役会の決議により選任しています。また、執行役員の解雇については「執行役員規程」に解雇の要件を規定しており、その要件に合致した執行役員は、取締役会の決議をもって解雇されることになります。

(5) 新任役員候補者、社外取締役候補者及び新任及び再任社外監査役候補者の選任理由は、株主総会招集通知にて開示しています。

【補充原則4-1(1) 経営陣への委任の範囲】

取締役会は、法令及び定款で定められた事項の他、取締役会において決議すべき事項を「取締役会規則」に定めております。その他の経営上重

要な業務執行の決定につきましては、経営会議または稟議手続きにて決議しております。それ以外の個別の業務執行については、職務権限規程を定め、委任の範囲を明確にしております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立基準及び資質】

当社は、独立社外取締役候補者の選定にあたっては、会社法に定める社外取締役の要件ならびに東京証券取引所が定める独立性基準に加え、当社独自の基準を満たすことを条件としております。
社外取締役及び社外監査役の当社からの独立性に関する基準につきましては、コーポレートガバナンス報告書「独立役員関係」に開示しておりますので、ご参照ください。

【補充原則4 - 11(1) 取締役会の構成】

当社は、取締役の選任にあたって、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスや多様性を重視しておりますが、その時々状況に応じて適切な人材を選任できるよう、一義的な基準や考え方については定めておりません。
なお、選任に関する手続は、原則3-1()に記載の通りであります。

【補充原則4 - 11(2) 役員の他社兼務】

各取締役・監査役の、他の上場会社における役員との重要な兼職の状況については、株主総会招集通知において開示しております。

【補充原則4 - 11(3) 取締役会の評価】

取締役会は、各取締役が取締役会の審議に必要な書類や法令等を正しく理解し、適切で果敢な判断が下せることを確認するとともに、取締役としての適任性の評価を行っております。
また各取締役から取締役会の構成の妥当性、審議をするにあたっての資料や説明等について意見を集約し、分析・評価を行っております。その結果、取締役会としての実効性は十分確保されていることを確認いたしました。

【原則4 - 14 取締役・監査役のトレーニング】

当社は、社内取締役および社内監査役に対し、新しい考えの習得や生きた情報に触れた自己啓発等を目的として外部セミナーへの出席、外部団体への加入および人的ネットワーク(異業種交流)への積極的な参加を促し、研鑽を積ませることとしております。また、社外取締役および社外監査役に対しては、就任時に当社グループの会社概要や基本使命、経営計画等についてのレクチャーを実施すると共に、就任後においても、外部セミナーへの出席、事業内容に関する説明会や当社グループ関連物件・施設等の視察等を実施しております。なお外部セミナーへの参加等に関する費用は会社負担としております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主からの対話の要望には、必要に応じてお応えすることを基本的な考えとしております。主要な株主や投資家に対しては、決算説明を四半期に1回開催するとともに、IR情報や当社に関する情報を適時にホームページに開示しております。また、株主総会は当社の経営状況や事業活動について説明する場であると共に、株主との対話を行うことができる重要な機会と考えております。
当社のIRに関する体制は担当役員の指揮のもと、IR担当執行役員、財務部門、IR部門及び経営企画部門などが連携する形となっており、それぞれの活動を通じて寄せられた意見・関心事項などは、IR担当執行役員を通じて経営幹部や関連事業部門に共有することとしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
コリア セキュリティーズ デポジトリー サムスン	4,220,200	17.99
三井物産株式会社	2,183,752	9.31
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,298,500	5.53
株式会社北陸銀行	990,422	4.22
丸紅株式会社	961,518	4.10
株式会社北國銀行	867,668	3.70
株式会社西田	862,484	3.68
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	837,700	3.57
みずほ信託銀行株式会社(ゴールドウイン西田東作スポーツ振興記念財団口)	676,000	2.88
株式会社みずほ銀行	607,002	2.59

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 更新

大株主の状況は2019年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部

決算期	3月
業種	繊維製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
鈴木 政俊	弁護士													
森口 祐子	その他													
秋山 里絵	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木 政俊			弁護士としての専門的見地および弁護士実務を通じて培われた豊富な経験を当社のコンプライアンス強化を中心とした企業統治に活かしていただくことができると判断し、選任しています。 当該役員は一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

森口 祐子			プロスポーツ選手として長年培った豊富な経験、見識があることを重要視し、その経験と見識を当社の経営に反映することができると判断し選任しました。 当該役員は一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
秋山 里絵			企業法務に関する弁護士としての経験と専門知識を有しており、法律専門家としての客観的立場からの指導を期待し選任しました。 当該役員は一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 **更新**

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 **更新**

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議 長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬諮問委員 会	5	0	2	3	0	0	社内取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬諮問委員 会	5	0	2	3	0	0	社内取 締役

補足説明 **更新**

1. 委員会設置の目的

取締役の指名、報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化し、コーポレートガバナンスの更なる強化を図ることを目的として、取締役会の下に、「指名・報酬諮問委員会」を設置することといたしました。

2. 指名・報酬諮問委員会の役割

指名・報酬諮問委員会は、取締役会の諮問に応じて、以下の事項について審議し、その内容を取締役会へ答申します。

- (1) 取締役及び監査役候補者の指名に関する事項
- (2) 取締役及び監査役の解任に関する事項
- (3) 取締役及び監査役の報酬に関する事項
- (4) 上記(1)から(3)にかかる基本方針・基準に関する事項
- (5) 取締役の後継者計画(育成を含む)に関する事項
- (6) 上記のほか、取締役会が指名・報酬諮問委員会に諮問した事項

3. 指名・報酬諮問委員会の構成

当社の指名・報酬諮問委員会は3名以上で構成し、その過半数は社外取締役といたします。

4. 設置日

2019年4月1日

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役と会計監査人はそれぞれ独立した立場で監査を実施しておりますが、必要に応じて連携が取れる関係にあります。また、会計監査人が監査役会に監査報告書を提出する際には、監査役が会計監査人の監査の方法、結果の妥当性を判断するため、監査報告会を開催しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 **更新**

0名

会社との関係(1) **更新**

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
塩原 明之	他の会社の出身者													
世一 秀直	他の会社の出身者													
森田 勉	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) **更新**

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
塩原 明之			商社の国内外における経営ならびに経営監督業務を通じ、企業経営ならびに企業内監査に対する経験・知識が豊富であることから、当社の社外監査役として適任であると判断し、選任しています。
世一 秀直			商社での繊維部門での要職を通じ経験・知識が豊富であり、当社のブランド事業に対する知識も豊富であることから、当社の社外監査役として適任であると判断し、選任しています。
森田 勉			金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を有していることから、当社の社外監査役として適任であると判断し、選任しています。

【独立役員関係】

独立役員の数 **更新**

3名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外役員の独立性に関する基準を定め、当社と利害関係のない独立した社外役員を選任することとしており、全ての社外取締役、社外監査役を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。なお、社外役員の独立性に関する基準においては、当該社外役員が次の各項目のいずれにも該当してはならないとしております。

1. 現在又は過去10年間に於いて、当社及び当社の連結子会社(以下、併せて「当社グループ」といいます。)の取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)、又は使用人に該当しない者。
2. 現事業年度を含む過去3年間に於いて、就任前に以下のいずれにも該当していないこと。
 - (1) 当社の現在の主要株主(注1)又はその業務執行者(注2)
 - (2) 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者
当社グループの主要な取引先(注3)
当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者、もしくはその業務執行者。
 - (3) 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
 - (4) 当社グループから多額(注4)の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家
 - (5) 当社グループから多額の寄付(注5)を受けている者
 - (6) 当社グループの業務執行者を役員に選任している会社の業務執行者

3. 上記2のいずれかに該当する者が重要な者(注6)である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族

4. 前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められた者(注記)

(注1)主要株主とは、当社の直近の事業年度末において、自己又は他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主をいう。

(注2)業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に定める業務執行者をいう。

(注3)主要な取引先とは、取引金額が当社の連結売上高又は相手方の連結売上高の2%を超えるものをいう。

(注4)多額の金銭その他の財産とは、個人の場合は過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上、法人等の場合は当該法人等の連結売上高の2%以上の額をいう。

(注5)多額の寄付とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超える金額又はその他の財産を言う。ただし、当該寄付を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の総収入または経常利益の2%のいずれか大きい方の金額を超える金額を言う。

(注6)重要な者とは、取締役、執行役、執行役員及び部長格以上の業務執行者又はそれに準じる権限を有する業務執行者をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

特段のインセンティブは付与していませんが、報酬は、業績・成果を勘案のうえ、決定されております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2019年3月期の取締役および監査役に対する報酬の内容は、以下の通りであります。

取締役(社外取締役を除く。)の報酬等の総額 264百万円

監査役(社外監査役を除く。)の報酬等の総額 14百万円

社外役員の報酬等の総額 37百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役個々の報酬につきましては、取締役会において決議しております。なお、2016年6月23日開催の第65回定時株主総会において、取締役の報酬総額を年額400百万円以内(うち社外取締役50百万円以内)と決議いただいております。なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含んでおりません。また、2016年6月23日開催の第65回定時株主総会において、監査役報酬総額を年額70百万円以内と決議いただいております。

当社は第54回定時株主総会決議に基づき役員退職慰労金制度を廃止しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の事務局である経営企画室からは、取締役会の開催に際して、社外取締役および社外監査役に議題資料を事前配布し、必要に応じて議案の事前説明を実施することで、情報共有を図っております。

また、常勤監査役を通じて社外役員に対する連絡事務等を行う体制となっております。

当社は、監査役の職務を補助すべきスタッフを配置しております。それに加え、必要に応じて内部監査室の従業員が適宜対応しております。

なお、監査役は、代表取締役と会社の経営状況、環境変化等に関する意見交換を定期的を実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は取締役の職務責任を明確にするため、定款にその任期を1年と定めております。取締役会は、原則月1回の開催に加え、必要に応じて機動的に開催し、法令で定められた事項および重要事項の決定を行うとともに、業務執行を監督し、取締役から業務執行状況の進捗報告を受けております。取締役10名のうち3名は社外取締役であり、男性8名女性2名の構成になっております。

また、当社は執行役員制度を導入しております。取締役会が任命する執行役員は、取締役会が決定する経営戦略に基づき、各々の領域において委譲された権限の下、適切に業務執行を行っております。取締役、常勤監査役と執行役員によって構成される経営会議は、事業執行に関する重要事項などを審議決定するために、原則毎月1回開催しています。

監査役会は男性4名で構成されており、そのうち3名は社外監査役です。監査役は取締役会に出席し、意見を述べ、取締役の業務執行状況の監

督を行うことにより会社の健全な経営と社会的信用の向上に努めております。

内部監査を担当する内部監査室は、他の業務執行組織から独立した客観的な立場で法令および社内規程の遵守状況の確認を行い、業務の改善と経営効率の向上等、内部統制システムの運用状況のチェックを行い、その結果を代表取締役、業務執行取締役および常勤社内監査役に報告しております。

当社はEY新日本有限責任監査法人を会計監査人として選任しております。当社は、会計監査人に正しい経営・財務情報を提供し、公正普遍的な立場から監査が実施される環境を整備しております。なお、前事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の会計監査業務を執行した公認会計士は、田光完治氏、佐藤晶氏であり、両名と当社との間には、特別の利害関係はありません。継続監査年数については全員7年以内であるため、記載を省略しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、社外取締役・社外監査役を招聘し、経営監督機能を強化することが、コーポレート・ガバナンスの強化に資するものであり、株主・投資家等の皆さまからの信認を確保していく上でふさわしい体制であると考えことから、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採っております。

社外取締役3名(内独立役員3名)は、弁護士業務を通じて培った幅広い識見やプロスポーツ選手として長年培った豊富な経験、見識を活かし、客観的な視点から当社の経営全般へのさまざまな指導をいただいております。

また、社外監査役3名は、職務経験を通じて培った高度な専門性を活かし、当社のコーポレート・ガバナンスの水準維持、向上に貢献していただいております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	ホームページにて会社情報、決算公告、プレスリリースの随時公開をしております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	コーポレートコミュニケーション室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、ゴールドウイン企業行動規範・従業員行動基準ガイドブックおよび社内の倫理規範に基づき、株主、従業員、取引先等すべてのステークホルダーの皆様を尊重した職務執行や適時・適切・適正な情報開示等に務めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、企業理念実現に向けCSR方針を制定し、全員参加のCSR活動を推進しています。当社のCSR活動は総務部が統括的に管理し、ステークホルダーの皆様方の信頼を確保する為の体制を整備しております。 また環境については、GREEN IS GOODのコンセプトのもと、環境配慮型商品の開発等を通じて地球環境の保全に務めています。またISO14001の認証を取得し、省資源および法規制遵守を通じて、地球温暖化防止に積極的に取り組んでいます。なお、当社のCSR活動の内容は、ホームページ上にCSRレポートとして公開しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、あらゆるステークホルダーの皆様にご覧いただき当社グループの実態を正確に認識・判断できるよう、継続して、公平かつ適時・適切な情報開示をすることを基本方針としております。
その他	当社では、女性の更なる活躍を促進するとともに、家庭と職場の両立支援・次世代育成などワーク・ライフ・バランスの促進に努めております。これまでに、両立支援・次世代育成に関する社内諸制度の拡充をはじめ、産休・育児休業中の女性従業員を対象として復職支援システムの導入などを行ってきました。 また、採用や昇格などあらゆるステージにおいては性別に関係なく、実力や成果に応じた評価を行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社および子会社から成る企業集団(以下、「当社グループ」と言う。)の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する基本方針は以下のとおりであります。

1. 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、コンプライアンスの徹底とモニタリング体制を整備し、取締役および使用人の職務の執行が法令等に適合することを確保致します。また、当社の取締役および使用人は、あらゆる反社会的勢力との関係は一切持ちません。

- (1) 取締役会は、法令、定款および「取締役会規則」その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督しております。
- (2) 取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議および社内規程に従い、担当業務を執行しております。
- (3) 当社は、取締役会の意思決定機能と監督機能の強化および業務執行の効率化を図るため執行役員制度を採用しております。執行役員は、取締役会の決定の下、取締役会および代表取締役の委任に基づき、担当職務を執行しております。
- (4) 監査役は、「監査役会規則」および「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査しております。
- (5) 法令、定款、社内規程等への違反を発見した場合の「内部通報制度」を構築し、全役職員に周知徹底しております。
- (6) 本社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき当社グループの業務全般に関し、法令、定款および社内規程の遵守状況、職務執行の手法および内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施しております。
- (7) 当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う体制の充実を図っております。また、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努めております。
- (8) 使用人の法令、定款および社内規程の遵守徹底を目的とし、毎年使用人全員を対象としたコンプライアンス研修を実施しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の業務執行に関わる情報は、法令および社内規程に従い適切に保存・管理をいたします。

- (1) 取締役は、「文書取扱規程」その他の社内規程に従い、株主総会、取締役会、経営会議およびその他取締役が決裁に関わる会議の議事録や稟議書等、取締役の職務執行に係る重要な情報を適切に保存・管理しております。またこれらの重要情報は取締役および監査役がいつでも閲覧できる仕組みをとっております。
- (2) 取締役は、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集した上で、法令等に従い適時、適切かつ正確に開示しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループ全体のリスクを統合的に管理し、損失の危険の発生を未然に防止いたします。

また、万一損失の危険が発生した場合でも、対応を万全にし、損失の極小化を図ります。

- (1) さまざまなリスクに対処するため、各種の社内委員会や責任部署を設置するとともに、各種管理規程、リスク管理基準、取引限度額の設定や報告・監視体制の整備等、必要なリスク管理体制および管理手法を整備し、リスクを統括的に管理しております。
- (2) 財務報告の信頼性を確保する観点から、財務報告に係る内部統制の整備・運用を推進しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

グループ企業理念を定め、グループ経営計画を明確化し、当社グループの適切な経営管理を行うことで取締役の職務執行の効率性を確保します。

- (1) 取締役は、取締役会規則、経営会議規程、子会社管理規程、稟議取扱規程その他の社内規程に定める機関または手続にて必要な決定を行っております。また当該諸規程は、必要に応じてまたは改善のために随時見直しをしております。
- (2) 取締役は、毎月一回の定例取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、取締役の職務執行に機動性を確保しております。
- (3) 取締役は、取締役会の方針に基づく業務執行を効率的に行うため、執行役員およびその他の使用人も併せて出席する経営会議を開催し、迅速かつより実体に即した業務執行の意思決定を行っております。
- (4) 経営執行の補完的役割を果たすものとして、重要経営テーマごとに各種委員会を設定しております。
- (5) 適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、各役職者の権限および責任を明確化しております。

5. ゴールドウインググループにおける業務の適正を確保するための体制

グループ企業理念・経営方針を各社に浸透させ、コンプライアンスを徹底し、業務の適正化を確保いたします。

- (1) 子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、ゴールドウインググループ「企業理念」「経営方針」「企業行動規範」等に示される基本的な考え方を共有しております。
- (2) 子会社管理規程、稟議取扱規程その他社内規程に基づき、子会社の経営管理を行うとともに、当社と子会社間の業務の適正を図っております。
- (3) 重要情報に関する報告・協議ルールを定め、グループ全体としてのリスク管理および効率性を追求しております。
- (4) 監査役および内部監査室は子会社を定期的に内部監査し、子会社の業務執行の適法性、妥当性、効率性をチェックしております。またその結果は、重要度に応じて代表取締役、担当取締役または監査役会に報告しております。
- (5) 子会社担当取締役は、子会社の業務の適正を確保するための体制の整備状況を適宜に把握し、必要に応じて取締役会に報告します。

6. 監査役を補助すべき使用人に関する体制および当該使用人の独立性に関する事項

監査役が、監査役を補助する使用人を求めた場合、信頼性、経験、専門性等を十分に備えた使用人を専任として任命いたします。

- (1) 監査役が職務の実効性を高め、かつ円滑な監査業務を遂行するために、補助使用人を置くことを求めた場合、専任でかつ職務を遂行するに足る十分な経験と知見を有する使用人を任命することを規定しております。
- (2) 監査役付の使用人の独立性を確保するため、監査役付の補助使用人の任命、異動等、人事ならびに権限に係る事項の決定は監査役会の事前同意のうえ実行することが規定されております。

7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役および使用人が、その職務の執行状況について監査役に適切に報告する機会と体制を確保いたします。

- (1) 取締役および使用人は、次に定める事項を監査役に報告することを規定しております。

取締役会および経営会議で決議された重要な事項
会社に著しい損害が発生するおそれのある事項

毎月の経営状況のうち重要な事項
内部監査状況および内部監査の結果
重大な法令・定款違反
社内内部通報制度による通報状況およびその内容
コンプライアンス上重要な事項

(2) 上記のほか、監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は取締役会、経営会議および監査役が求めるその他の重要意思決定会議に出席しております。
- (2) 監査役は、監査役会が定めた監査方針・監査計画に従い、取締役、執行役員、子会社取締役その他必要な使用人と定期的にヒアリングまたはミーティングを行っております。
- (3) 監査役が監査を実施する際に要請がある場合は、内部監査室が協力することを規定しております。
- (4) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保しております。
- (5) 監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年一定の予算を設けております。また監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、正当と判断できるものについては、速やかに当該費用または債務を処理することを規定しております。

9. 内部統制システムの運用状況

当社グループは業務の適正を確保する為の体制整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は次の通りです。

(1) 取締役の職務執行について

当社は、取締役会規程等に基づき、取締役会における決議事項等の意思決定のルールを明確にしております。取締役会は月1回以上開催し、2名の社外取締役、3名の社外監査役は、専門的な知識と豊富な経験に基づき、取締役会にて適宜に忌憚のない意見を述べており、経営や業務執行の監督機能、牽制機能を担っております。なお、本年度取締役会は16回開催されました。

当社は、機動的に戦略を実行すること、および執行責任を明確にすることを目的として、執行役員制度を導入しており、効率的な意思決定を図っております。

当社子会社の経営状況については、担当取締役が中心となり、事業計画の達成状況について面談等により報告を受け、定期的に確認をしております。またその結果は取締役会で報告されております。

(2) コンプライアンスについて

当社グループは企業行動規範を定め、全従業員に対しコンプライアンス研修を毎年行い、周知徹底を図っております。

内部監査室は、内部監査や内部統制評価を通じ業務手順やマニュアルの遵守状況について確認を行い、不備を発見した場合はその都度当該部署に指摘・是正勧告を行っております。指摘された不備は当該部署によって是正措置が講じられ、内部監査室はその結果についても確認を行っております。

当社グループは内部通報制度に関する規程を策定し、社内窓口である担当執行役員に加え、社外の弁護士または社会保険労務士に直接通報・相談できる仕組みを整備・運用しております。

なお、内部通報制度においては、内部通報者の匿名性を保護し、不利な扱いを受けることを禁止しています。

社外取締役および社外監査役は取締役会および監査役会において、独立かつ客観的な立場から意見を述べることで、職務執行の適法性・妥当性確保の役割をはたしております。

(3) リスク管理について

当社グループは、リスクマネジメントの目的、体制および手法を定めた「リスク管理規程」およびクライシス発生時の対応手順を定めた「危機管理マニュアル」を定め、グループ各社に周知・運用をしております。また重要性の高いリスクについては「リスクカタログ」としてまとめ、その影響度に応じた予防策を講じております。

新たに重要なリスクの発生が予測される場合、当社グループは取締役会または経営会議で検討し、予防策を講じております。

(4) 監査役の業務執行について

当社の監査役は監査役会において定めた監査方針、監査計画に基づき、内部監査室と連携して当社グループ会社を含む拠点および自主管理店舗の往査を行っております。本年度において監査役は延べ163の拠点および自主管理店舗の往査を実施し、往査報告は監査役会ならびにグループ監査役会議にて報告されております。

監査役は取締役会、経営会議およびその他の重要な会議に出席し、業務執行が適切に行われていることを確認することで、監査業務の有効性の確保に努めております。

(5) 監査役への報告体制

当社の内部監査室長は、内部監査室が行った監査結果について、また当社の総務部長は内部通報による通報・相談状況について、当社の監査役に報告しております。

なお、当社の内部統制システムは当社及び当社の子会社から成る企業集団ベースで構成されており、その運用状況及び子会社における内部統制システムの構築・運用状況等については、取締役・監査役及び関係会社社長が出席するCSR推進委員会に定期的に報告されております。

この内部統制システムについては、継続的に見直しと改善を図り、より適正かつ効率的な体制の構築に努めることとしております。また、当社は2019年3月26日に開催した取締役会において、基本方針に定める各事項について2019年3月期における運用状況を評価しましたが、重大な欠陥や不備は存在しないことを確認しました。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断し、反社会的勢力による不当要求は断固拒絶することを行動規範として徹底しております。

(2) 当社グループは反社会的勢力に関する統括部門を定め、グループ内の情報を収集・管理し、警察、暴力団追放団体、弁護士等との連携を図りながら、反社会的勢力を排除する体制を整備・強化しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、2018年6月28日開催の当社第67回定時株主総会において、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のための新株予約権を用いた方策（以下「本プラン」といいます。）に関する継続承認議案の承認を得ており、かかる承認決議の内容に従い、上記定時株主総会後に開催された取締役会において、本プランの継続採用および円滑な実行のために必要な事項、措置を決議しております。

本プランの内容は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス<http://www.goldwin.co.jp/corporate/info/ir/defense>)に掲載していますので、詳細についてはそちらをご参照ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

コーポレート・ガバナンス体制模式図は次のとおりとなります。

